

方法二元主義と純粹法学

(Mit Kelsen und über Kelsen.)

伊地知大介

目次

一 はしがき

二 法律学と価値判断の排除

- (一) 方法二元主義
- (二) 純粹法学の方法論
- (三) 価値判断の排除の意味

三 法律学の客觀性について

- (一) 観念論の哲学による客觀性の論証
- (二) 法実証主義と相対性の論証

四 結語

一 はしがき

私は年老いてから法哲学の研究を始めたものだから、すでに刈入れの終つた麦畠を、ひとりこつこつと落穂を拾つて廻る仕事をしている。ところで一般にはすでに研究済とされ、消極的な評価がほぼ確定していく、それに関する研究報告などはきく必要がないとされる法哲学でも、案外大きな読み落しや誤解があつて、再認識の必要に迫られることがある。そういう意味では、前号に書いた「純粹法学と概念法学」は、ケルゼン理論のためにいくらか仕事をしたことになるであろうか。ことにケルゼン研究をもつて知られる大先達が、「この論文を読んで限りないよろこびを覚えた」と未知の私にハガキを下さったことは、私をよろこばせた。有名ではあるが工合のわるい法哲学と、一般には考えられている「純粹法学」も、とりあげて磨きをかけてみると、思いもかけずさん然として光を放つ宝石であることが解るのである。なによりもまず、純粹法学の 方法論は、リッケルトの主張した方法二元主義を、法実証主義のもとにとり入れたものであることは「存在と当為の二元性が論理的に廃棄不可能なものであることに対応して、存在を記述する因果法則と、当為を設定してある行為を命ずる規範とを対立せしめるの 方法論的二元性がある。⁽¹⁾」と述べていることからも明らかである。われわれは、その方法論を通して「価値判断の排除」の意味を知ることができる。

そこで、この小論が意図するところは二点で、その第一点がことに重要である。というのは方法二元主義が主張する、社会科学における価値判断の排除とは、何を意味するかということを、純粹法学の 方法論は、何人も納得いく形で教えてくれるからである。この問題は私の知る限りでは、多くの哲学者、経済学者、法律学者によつて論ぜられながら、まだ未解決の問題であると考える。この問題について終止符をうつものは、實に彼の方法論であると思うのである。そこで私は、社会科学における価値判断の排除の意味を、純粹法学の 方法論を基礎として導き出し、それを、リッケルトやマックス・

ヴェーバーの言葉によって基礎づけようとするのである。いうまでもなく、法解釈は価値判断なしでは、できないものであるから、法解釈学から価値判断を排除しては、法解釈学自体が崩壊するのではないかという危惧感をもつが、この困難をケルゼンがどう処理しているか、そこに問題を解決する鍵がある。この小論が意図する第二点は、社会科学における認識の客観性について、リッケルトやマックス・ヴェーバーの主張するところを述べて、（この二人の論証の趣旨も、今日なお、一部の学者には、誤解されていると私には思われる）これにケルゼンの主張を対比しようとする。

さて、ケルゼン理論は、きわめてすぐれたものではあるが、その理論がことごとく完全ならば、法哲学はそこで終着駅を迎える、それ以上進歩する余地はないことになる。そうではないし、そうであってはならないので、私は非力ではあるが、右の第一の論点について、ケルゼンの立場をまもりながらも、彼の結論を越えることを考えてみたので御批判を仰ぎたい。ケルゼンと共に、そうしてできうるならば、ケルゼンを越えて、これがわれわれの標語である。

一 法律学と価値判断の排除

（一）方法二元主義

法の解釈に価値判断を必要とすることはいうまでもないが、マックス・ヴェーバーが、「社会科学における認識と社会政策の客観性」において主張した、社会科学における価値判断の排除を法解釈学に適用すると、果してどういうことになるのか。法解釈学は一九世紀の概念法学に逆戻りすることになるのかどうか。このことをハンス・ケルゼンの「純粹法学」に焦点をあてて検討することが第一節の課題であり、第二節では、ヴェーバーによる客観性の論証とケルゼンのそれとを比較し、さらには、記号論理学を通して若干の私見を述べようとするのであるが、順序として方法二元主義を略説することから始めなければならない。

自然の王国と當為の王国とを峻別し、両者は相互に独立した世界でこれを結合する紐帶は存在しないとする、カントの二元的世界觀を基礎とする科学の方法論が、方法二元主義である。新カント学派のリッケルトが「文化科学と自然科学」でこれを主張し、ヴェーバーが前述の論文でこれを承継しつつ、別に理念型の理論をこれに追加したのである。

カントは「純粹理性批判」のなかで、存在から當為を抽出し得ないことを述べているが、自然是因果の法則にしたがつてただ存在するだけで、そのなかに価値とか當為といいうものは認められない。それ故、存在と當為とは相互に根元を異にする独立した世界を形成すると考えられる。二つの世界が根元を異にするかどうか、私はこの二元的世界觀に疑いをもつ、しかしこの世界觀が破れたとしても、次に述べる方法二元論は維持し得ると考える。なぜかなら、自然科学と文化科学とが、その対象と方法とを異にすることは、われわれが経験し得る事実であるから。

方法二元主義は、科学を対象の性質並びにそれにもとづく方法の差異によって区別するもので、文化科学と自然科学とを対立させるのである。自然科学の対象はいうまでもなく実在する自然であるが、文化科学の対象とされるのは人間の行動による文化現象である。人間の行動はつねに目的をもつてゐるので、文化現象には価値が附着してゐるといわれる。この二つの科学の差異は一方は価値と意味とを離れた研究対象をもち、他方は価値と意味とに充ちた研究対象をもつといふことである。そこで自然科学の方法は法則定立的態度と呼ばれ、普遍的法則を定立して、これによつて自然を説明しようとするのであるが、これに対して文化科学の方法は価値関係的態度と呼ばれる。それは対象を価値に關係づけることだといわれるが、ある価値視点から対象を認識することだというほうが解り易いであろう。とにかくそれは認識する態度であつて価値判断をするものではないことが注意されなければならない。

方法二元主義の狙いは、自然科学が法則を定立する科学であることに対し、文化科学は価値関係的な認識をする科学であることを主張しようとするので、その方法を説明することに重点がおかれる。ところで、リッケルトやヴェーバーの

くりかえしての説明にもかかわらず、学者の間で疑問がもたれるのは、価値関係と価値判断とはどのように区別されるのか、ことに社会科学から価値判断を排除するとは、何を意味するかという問題である。この問題については多くの学者によつておびただしい論文が書かれているにかかわらず、私の目に触れた限りでは、煩瑣な哲学論が述べ立てられるだけで、一向にらちがあかないように見える。結局、この問題は、方法二元主義を、法解釈学に適用してみせる「純粹法学」によつて、ズバリ割り切つた平明な解決が与えられると思うのであるが、ケルゼン理論を述べる前に、リッケルト自身による説明をみておこう。彼の説明をわが国の歴史を素材にして敷衍すると次のようになる。

まず私が幕末の政治史を書こうと決意したとすると、この決意は一つの文化価値の選択を意味することになる。けれどもこの価値の選択は、歴史学の領域の外でなされているので未だ歴史学の内容をなすものではない。そこで次に幕末に生起したいろいろ雑多な事件のなかから、政治史という価値視点にかけて重要な事件を選択してこれを記述することになるが、この選択は彼によって素材の選択と呼ばれ、倫理的な価値判断とは区別されている。たとえば、私が素材として、井伊大老が桜田門外で水戸浪士のために刺殺された事件をとりあげるとして、それはこの事件が意味にみちた価値の付着した重要な事件であるからであつて、水戸浪士の行為が正しいとか正しくないという価値判断をしているわけではない。歴史学においては、この素材の選択が価値への関係づけを意味することになるので、これに対し価値判断はつねに賞讃または非難であるが、価値に關係づけるとはその何れでもないというのである。

次に科学が価値判断をなし得ないこと、つまり社会科学における価値判断の排除については、ヴェーバーは彼の論文でくり返して述べているが、その最初の一節の要旨は、たとえば次のようなものである。

価値判断は結局のところ、主観的な意思作用であるから、科学はこれに対して発言する資格がない、というわけではない。科学は価値判断について批判することさえできる。というのは、科学は価値判断をなす者に対して、判断をするため

に必要な知識を提供することができるからである。科学がこの種の問題を取扱うためには、「目的」と「手段」の関係として考察するのが普通である。目的が与えられているなら、それに対してどのような手段をとることが有効であるかを教えるのは科学である。たとえば沈滞した景気を刺激して上昇に向わせるためには、公定利子歩合を引下げて金融をゆるやかにするとか、あるいは公共事業を促進して巨額の資金を国民経済に投入するといった政策が有効だということを教えるのは科学である。それと同時に科学は、このような政策は景気を刺激することはできても、物価高を招くという副作用を伴うことをも明らかにするであろう。だからわれわれは、このような科学的知識を基礎にして、政府のとつている政策を批判することもできるのである。けれども、目的の達成とそれに伴う犠牲とを評量して、どういう政策を採用するかということを決断することは「もはや科学のはたし得る課題ではなくて、意欲する人間の課題である。」といふのである。

以上で価値関係と価値判断との区別、ならびに社会科学における価値判断の排除の意味はいちおう与えられているわけである。しかし価値判断の排除といつても、法の解釈は価値判断なしで行なうものではない。法解釈学から価値判断を排除しては、法解釈学は崩壊するのではないか。この疑問に応えてくれるものは、実にケルゼンの「純粹法学」である。

(二) 純粹法学の方法論

純粹法学の方法論そのものについては前号で詳述しているのでここではその要旨を述べるに止めるが、要は方法二元主義における価値判断の排除が、法解釈学においてどのように処理されているかを見て、次節においてこれを一般的な理論に構成しようとするのである。

ラートブルフは「法哲学入門」のなかで、法実証主義を次のように定義している。「法実証主義とは、法学において、いかなる法の問題に対する解答をも、みずからは評価することなしに純粹に知的な手段によって、実定法から発見できる

と考へる傾向をさす。⁽²⁾」ことばの定義といふものは外延を広くとするかどうかによつて異つてくるので、この定義もあながち間違つてゐるとはいえないが、法実証主義をこのように定義すると、法実証主義とは一九世紀の概念法学のことであるといふのと、あまり変わることになる。彼はこのような定義を前提として、概念法学の批判を述べているのであるが、彼の影響をうけて、法実証主義を主張するケルゼンは、一九世紀の概念法学の遺言を執行する者だという誤解が、かなり広く行なわれるようになつたと思われる。

ケルゼンによると、法実証主義は次のように説明される。「法哲学は古来自然法論と法実証主義の対立に支配されてゐるが、この対立は哲学における形而上学的思弁と経験的・科学的実証主義といふ、より一般的な対立の一特殊事例である。……自然法論が法の形而上学であるのに対し、法実証主義は法の認識以外のものではなく、その対象は実定法、すなわち立法ないし慣習法という人間の意思の創造した法だからである。」⁽³⁾

この説明によれば、一九世紀の概念法学も法実証主義の一形態であるが、「純粹法学」の立場も、自然法論を排斥するという意味において、法実証主義ということになる。しかし、純粹法学と概念法学とは決して同じではない。「純粹法学」のなかには、概念法学を攻撃しこれを否定する言葉がみちあふれている。それは概念法学を破壊してこれにかわる新しい方法論を樹立しているのであって、たとえば次のようないふる言葉がある。

「伝統的法律学は、法律が常にただ一つの正しい決定を供給し得ること、解釈者は単に悟性を働かせば足りるので、
意思を働かせる必要はないかのように、解釈の過程を叙述する。」⁽⁴⁾

右の文章における悟性といふことばが、「認識を意味することは、「悟性は認識の能力である」とか「感性と悟性とは認識の根幹である」というカントの言葉から了解されるし、意思が価値判断を意味することは、価値判断が意思作用であつて知的作用ではないことから理解することができる。ケルゼンは右の文章で、法の解釈は形式論理にしたがつて機械的に

解釈すれば足りるので、価値判断を介入せしめてはならないとする、概念法学を批判しているのであるから、彼自身は法解釈が価値判断を必要とすることを、当然のこととして肯定していたことが解る。したがつて、「法の解釈は必ずしもそれのみが正しいものだという唯一つの決定に到達するとは限らないで、多くの決定に到達せざるを得ないことがあり得る」⁽⁵⁾わけである。

しかしそうだとすると、彼が「法律学を規範の認識に限局する」とい、「純粹法学は専ら法に向けられた認識を保障しようとする」というのは、なぜであろうか。ここで注意しなければならないのは、ケルゼン理論においては法解釈がすなわち法律学ではないという点である。科学としての法律学の機能は認識に限られるが、認識の対象となるものは、わくとしての法規範と、そのわくのなかで可能とされる多くの法解釈である。認識される多くの法解釈のひとつひとつは、悟性を働かすだけでは足らず、価値判断を働かすことを必要とする法解釈であつて、認識と価値判断との混合形態である。なぜこのような複雑な理論構成をとるかといふと、ひとえに、科学としての法律学から価値判断を排除し、法律学を認識する科学として構成するためである。

「純粹法学」の第二版の終章は、法解釈を論じているが、初版にはみられない次のような言葉が追加されている。

「この故に法解釈には二種のものがあるのでこれは厳密に区別されなければならない。それは法を適用する機関によつてなされる法解釈と、個人的な法解釈とであるが、法の科学による法解釈が特に区別される」⁽⁶⁾

彼の方法論が誤解されるのは、右の二種の法解釈がことばの上で区別されることなく混用されることによるのであろう。個人的な法解釈は、科学ではない価値判断をふくむ法解釈と、法の科学としての法解釈とに更に細分され、個人的になされる法解釈に対して有権的になされる法解釈があることになる。法の科学としての法解釈についての、初版における説明は次のようである。

「解釈をもつて執行される規範の意義を確定することであるとすれば、この活動の成果は単に解釈される規範の表現するわくを確定し、それと共に、このわくのうちに与えられている多くの可能性を認識するに止まる。」⁽⁷⁾

これに対して第二版の説明は次のように解り易くなっている。

「有権的ではない科学として法律学による法解釈と、法的機関による法解釈とは、厳格に区別されなければならない。——法律学による法の解釈は、法規範のもつすべての可能な意味を並べてみせるだけであって、それ以上のことを為し得ない。法の認識としての法律学は、提示されたいくつかの可能な意味のなかから、ただ一つを選択決定し得るものではない。そうであるから、法秩序によつて法を適用する権限を与えた機関にその決定をゆだねるのである」⁽⁸⁾

法律学が法規範を認識するに止るというのは、わくとしての法規範とその下でなされる諸解釈を認識することに止るので、そのなかから唯一つの正しい解釈を選択することはできないという意味である。学者のなかには、法解釈学は価値判断をする科学であるという者もある。いや、そう考える学者がむしろ多いようみえる。そのような学者は法を解釈するに当つて自己の価値判断と論理構成とを示し、法解釈はこのように価値判断をする必要に迫られるという。しかし彼の法解釈に対する反対説の成立する可能性のあることをつねに考えなければならない。反対説を主張する学者は同様に自己の価値判断が正しいと主張するであろう。いま法解釈学全体としてこれをみれば、諸学説が対立しているだけで、価値判断ないし価値の選択はまだなされていないことになる。「この点に、科学は価値判断を行なう能力も資格もない、との古い真理が確証される。このことは法律学についてもあてはまる。すべての価値科学が価値の認識ではあっても、みずから価値を確立し得ないと同じく、法律学は規範を理解することはできても、規範を定立することはできない。」⁽⁹⁾とケルゼンはいうのである。

ところで裁判所は、判決を下すために、唯一つの法解釈を正しいものとして、選択する必要に迫られるが、裁判所とい

えども科学的な選択基準をもたないことは、学者と同じである。それ故、裁判所は普通多数の裁判官によつて構成されていて、多数決によつて判決を採択するのである。多数決が科学の方法でないことは明らかであるから、判決を下す裁判所の活動は実践的な法の創造であつて、科学ではない。法律が抽象的一般的規範であることに對して、判決は具体的個別的規範ということができる。

さて以上で「純粹法学」の方法論の基本的な構成を略説したわけであるが、そこでは、科学としての法解釈学が、認識する科学として構成され、価値判断を伴う個々的な法解釈学ならびに判決を下す裁判所の活動が、科学としての法解釈学の領域の外に置かれていることが、注意されなければならない。これがつまり社会科学における価値判断の排除であるが、次にその価値判断の排除の本質を、リッケルトの言葉を参考しつつ検討してみたい。

(三) 価値判断の排除の意味

価値関係的な認識と価値判断との区別については、すでにいちおう述べているので、ここでは、価値判断の排除が何を意味するかを考察しようとするのである。

法社会学や法制史のように、対象となる社会事象を、ある価値視点にかけて観察記述することをもつて足りる部門については、価値判断の排除ということはほとんど問題にならないが、法解釈学については、この問題を避けて通ることができない。けだし、価値判断なしで法を解釈することができないからである。学者のなかには、社会科学における価値判断の排除ということは、法社会学や法制史には妥当しても、法解釈学には妥当しないとする者もある。けれども、ケルゼンは、法解釈が価値判断を必要とすることを前提しつつ、科学としての法律学から価値判断を排除してみせてくれるのである。その方法論が具体的にどのようなものであるかは前述したので、ここでは、それを一般論として理論構成することが、私の仕事である。

」のことについて示唆にとむのは、ケルゼンの「純粹法学は法律学を法規範の認識に限局する」という言葉である。⁽¹⁰⁾この限局ということばに邦訳されたドイツ語を、原典で当つてみると、*abgrenzen* であることが判る。このことばは、いうまでもなく「境界を定める」という意味であるが、ちょうどドリッケルトが「文化科学と自然科学」のなかで、方法二元主義は、自然科学に対立する文化科学について、その境界を定めようとするものだという趣旨を次のように述べているので、つまり、価値判断の排除とは価値判断をやめることではなくて、認識との間に境界線を引いて分離することである。

「種々雑多の科学的生活にいやしくも境界線を引こうと思えば、論理学（方法論のこと）にはこれ以外に道はないのである。したがつて以下に得られることは、せいぜい地理学者が方位を定めるために地球上に想像する線に比せらるべきもので、ただ、特殊研究の知識の地球は、極や赤道のいわばおのづから明らかになる球ではなく、極や赤道を確立するための特別な攻究を必要とするという違いがあるだけなのである。⁽¹¹⁾」

リッケルトはここで、自然科学に対立する文化科学のために、境界線を引くこと考えてるのであるが、一方は自然現象を対象とし、他方は文化現象を対象とするので、その区別はさして困難ではない。境界線が現実に問題になるのは、自然科学と文化科学を区別する境界線ではなくて、むしろ、文化科学における価値関係的な認識と、価値判断とを区別する境界線である。それ故にヴェーバーは「科学と価値判断とを区別する、しばしば微妙な境界線を明らかにするために」多くの紙面をさいてるのである。ここでわれわれが、理解しなければならないことは、文化科学における価値判断の排除とは、価値判断を禁止することではなくて、価値判断と認識との間に観念的な一線を想定して、文化科学の領域を設定することにほかならぬ、ということである。人間はその文化的活動において、認識もすれば価値判断もするので、その活動を事実として否定することはできないが、方法二元主義は、価値関係的な認識だけを点線でとりかこんで、これだけが文化科学であるといおうとするのである。これを事実上の活動として観察すれば、境界線は赤道線のようなもので、現実に

は存在しないのであるから、認識と価値判断とは連関した一つの活動として観察されるであろう。

このことは、前述した純粹法学の「方法論」において実証されている。つまり、認識と価値判断の混合形態である、個々的になされた法解釈と、判決を下す裁判所の活動が、科学としての法律学の外におかれてはいるので、科学としての法律学の活動は、法規範とその下で可能とされる諸解釈を認識するという活動に限局されているのである。なぜにこのような不自然ともいい得る理論構成をとるかという理由は、ひとえに法解釈学を科学として説明したいからにほかならない。それ故にくり返していうなら、社会科学における価値判断の排除とは、価値判断をしてはならないということではなくて、価値判断は科学の領域の外でなされるという意味にすぎない。これは煩瑣な哲学論を必要とせぬ、きわめて平明な論理である。

方法二元主義は、自然科学に対立するものとして、真偽の領域の外で、文化科学の領域を設定しようとする。だから、自然科学における科学と、文化科学における科学とでは、科学の意味が異なることを注意すべきで、両者は方法によつて区別されることになる。まず、自然科学は普遍妥当性をもつと期待される法則を定立して、その法則によつて、これから経験する自然現象を説明し、またこれを応用して実生活に役立てようとする。これに対して文化科学は、法則を定立することではなくて、人間によつて価値の付着された文化現象を、価値関係的に認識するところに、その特質がもとめられる。もとより、科学という言葉をどう定義するかということは、その外延を広くとるか狭くとるかによつて異つてくるので、価値判断をすることも文化科学であり得るように、科学の定義を改めたうえで（そのような定義は悟性の働きと意思の働きとを混淆することになるが）法解釈学は価値判断をする応用科学であるといふことも形式論理としては可能であろう。しかし、そういう主張をする学者が、基本的には方法二元主義を承認するということになると、そこに論理的な矛盾を生ずる。というのには、方法二元主義は、価値判断は科学の作用ではないとして、これを文化科学から排除する方法論であるから。

それでは、なぜに価値判断は文化科学の方法であり得ず、認識のみが文化科学の方法であると、されるのであらうか、これが方法二元主義の、最初のそうして最後の問題である。この点については、リッケルトやヴェーバーも論ずるところがなく、ケルゼンはただ、それは古い真理であるというに止っている。まず文化科学が客観的な価値判断をなし得ないことは、何よりも法律学において顕著に現われる。すなわち法律学の領域において法解釈が対立する場合、法律学はその一つを選択する科学としての基準をもたないのであって、裁判所は裁判官の多数決によつて判決を採択するのであるが、この事実が、科学が価値判断をなし得ないこと実証するということができる。要するに、価値判断は主観的な意思作用であつて、唯一つの客観的な結論を得ることができないということが、価値判断が科学の方法にならない理由である。問題はこのことよりも、価値を対象とする認識はなぜに科学の方法となり得るかという点に存在する。この問題に応えるためには、価値を対象とする認識論を必要とするが、それはカントが空白のまま遺した至難の問題であるから、ここでは常識的な回答だけを述べることにする。

まず、価値については真偽は問題にならぬので、その妥当性もしくは正当性だけが問題になる。しかし普遍妥当性をもつ客観的価値というものは、認識不可能であるから、われわれが認識し得る価値は、みな相対的価値である。それ故、文化科学が客観的価値を認識し得るのでなければ、科学とはい不得ないというのであれば、文化科学は科学であることを断念しなければならぬ。リッケルトは、文化科学の十二分な客観性を論証するために、無条件に普遍妥当性をもつ価値を追及するのであるが、ケルゼンは、法律学を法規範の認識に限局して、経験主義の立場をまもろうとする。この小論では文化科学という言葉を無差別に用いるが、本来それはリッケルトの用語であつて、客観的価値を前提とする科学という意味をもつてゐる。ケルゼンはこれに対し、法律学は文化科学ではなくて規範の学であるという。その意味は、法律学は法規範だけを認識の対象とするので、法の理念とか自然法という客観的価値を前提とせぬ科学だということである。つまり法

規範には立法者によつて与えられた相対的価値が付着しているので、法律学はそれを評価することなく受容すれば足りるとするのである。評価もしくは価値判断が主観的な意思作用であることは前述したが、たとえばそれは、自由は正しい価値であるかどうかについて意見を述べることであるが、これに対して認識は悟性の作用であつて、自由とはどういう意味をもつ価値であるかを理解するにすぎない。それ故に、価値判断に比して、認識が客觀性をもつことは明らかである。しかし、認識には対象を受容する作用のほかに、対象を創造する作用もあるから、人によつて認識の結果が異なることがある。この点に入ろうとすると認識論的な至難の問題になる。それは先驗的な認識の法則性の問題であろうが、ここでは、認識は知識を提供するもので、価値判断のように単なる意見を述べるものではないということで、回答にかえたいたと思う。

さて、価値判断の排除とは、判断の中止を命ずることではなくて、一線を画して、認識する文化科学のために境界線を引くことであることが判れば、われわれは、ケルゼン理論に一步を進めて、彼が認識する科学の外に追放した法解釈を再び科学の領域にとりもどすことができる。それはジエロウム・M・フランク所説を前提としてのことであるが、彼によると、法的推論においては、結論が先に立てられ、その結論に合致するよう論理は後から構成されるという。このことは学者によつて一般に肯定される傾向にあるし、われわれの経験を内省してみても、論理といふものは、一般には、目標があつて始めて構成可能なのであって、目標なしでやみくもに構成し得るものではないと考えられる。ことに法規範に用いられた言葉が多義的である場合には、結論が予定されていなければ、その一つを選択することはできないであろう。たとえば、一部露出した胎児を殺す行為は、殺人罪を構成するのか、墮胎罪に該当するのかという問題を考えてみると、問題を解決する鍵は、一部出した胎児は人と解すべきか胎児と解すべきかという点にかかっているように見えるが、実はそうで

はない。言葉の定義は外延を広くとるかどうかによって異つてくるので、言葉の定義そのものとしては、いづれが正しくていづれが正しくないということができるものではない。それ故、この場合には、問題となつてゐる行為を、殺人罪と解するかどうかということが、解釈者の価値判断によつて決定せられ、その結論に合致するような、言葉の意味が選択されることになる。つまり価値判断にもとづく結論の決定が先で、論理構成は後である。

これだけのことを前提すると、価値判断にもとづいて結論が先取りされたところで一線を画して、科学としての法解釈学は、与えられた結論と法規範とを論理的に結合する作業を担当すればよいことになる。この結合作業がつまり、価値関係的な認識である。われわれはこのようにして、ケルゼンが科学の領域の外に置いた、法規範のふくむ諸解釈の一つ一つを、認識する科学として説明することが可能となる。たとえば、一部露出した胎児を殺す行為を、殺人罪として論理を構成することも法解釈学であり、これを墮胎罪として主張することも法解釈学である。ただその場合、結論を選択する価値判断は、論理構成よりも先に、法律学の領域の外でなされていることを、注意すれば足りるのである。つまり法解釈学にとっては、結論は与えられたもので、認識の対象とされる法規範と与えられた結論とを、認定された事実に即して、論理的に結合することができれば、法解釈学の役目はすむのである。その際、法規範に用いられた言葉は、ただ一つの固定した意味をもつものではなく、多くの意味をもつので、法解釈者の選択に任せられているということが、与えられた結論に応じた論理構成を可能にすると思われる。つまり、ケルゼン理論によれば、個々的になされる法解釈は、認識と価値判断との混合形態であるからといふので、科学としての法律学の外に置くのであるが、私の理論構成では、価値判断だけを分離して、法律学の外でなされるものとし、法解釈を認識する科学として把握するのである。法解釈学者は、自分の行なう主観的な法解釈を科学であると、常識的に考えているし、また科学であることを望んでいるのであるから、私の理論構成はその要請に応え得るという長所をもつと考える。それはもとより唯一つの正しい解釈を提供するものではないが、可能

な諸解釈の一つを知識として裁判所に提供するという意味をもつてゐる。それとは反対に、多数決で判決を採択する裁判所の活動は、価値の選択による法規範の創造であつて、科学ではない実践的活動である。何れにしても方法二元主義は、文化科学の方法に革命をもたらそうとするのではなくて、現にわれわれが行なつてゐる方法を、科学として理論的に構成することを考えているのである。ただこの理論構成は人為的なものではあることはこれを認めなければならない。地球上に赤道線を想定することは、自然になし得るが、文化科学のために境界線を引くことは、それ程自然にはなし得ない。しかし、価値の領域で、認識する科学としての文化科学の領域を設定しようと思えば、他に方法がないと、リッケルトが述べていることの意味が、これで明らかになると思う。

ところでまだ問題が残るといふのは、個々的な法解釈は孤立的になされるのではなく、体系的な学問の一環としてなさることが必要である。それ故、学者はそれぞれの研究分野において、法規範の全体を相互に矛盾のない体系的秩序として構成する仕事をしなければならない。この仕事の過程について詳細に吟味すれば、それは現実には、複雑な認識と価値判断との混合形態であると考えられる。個々の法解釈がそうであるのみでなく、たとえば、刑法理論における、刑罰の本質が応報であるか社会防衛であるかというような問題も、その人の世界観、価値觀を基礎とする価値判断の問題である。ところで、ケルゼン理論とは異り、私の理論構成では、個々の法解釈が前述したような意味において、科学の領域における活動といい得るのであるから、あとはこのような価値判断だけを科学の領域外でなされるものと想定すれば、体系的秩序を論理的に構成する仕事は、科学の領域のなかになし得ることになる。もとよりその体系の中で示される法解釈が、客観的な意味をもつといふのではないが、法解釈学も体系的な知識を提供するものであつてこそ科学の名に価するわけである。純粹法学では、個々の法解釈が科学の外に置かれているのであるから、それを体系的に構成する仕事も、認識と価値判断との混合形態となり、科学の外でなされることになると考えられるが、彼はこの問題には論及していない。この私論

については御批判をうけたいと思う。

三 法律学の客観性について

(一) 観念論の哲学による客観性の論証

文化科学もしくは社会科学の方法が、このように価値関係的な認識をするものでは、認識の対象となる文化現象に価値が付着しているからであり、約言するなら、文化科学は価値を認識の対象としてもつということである。ところで価値は本来相対的なものであるとすると、これを対象とする認識が、いかにして客観性をもち得るかということが、さらに問題になる。

このことを法律学についていうなら、法律学がなぜに客観性をもつかということが、問題にされる理由は、ひとつには、法律学が唯一つの正しい法解釈を提供し得ないことに基くのであろうが、ふたつには、認識の対象とされる法規範に付着している価値が相対的な価値で客観性をもたぬことに基いている。第一の点は、科学としての法律学は、自ら価値判断をするものでなく、法規範の下で可能とされる諸解釈を認識するに止るのであるというケルゼン理論によって、解決されているということができる。このことは、前述した私の理論構成についても、ほぼ同様にいい得るであろう。そこで問題になるのは、第二の点である。つまり認識という方法が、価値判断とは異り、科学的な方法であるとしても、認識の対象とされる法規範に付着した価値が相対的なものであるならば、価値を対象とする認識は、結局、相対性を脱却することができぬい。これが問題であるが、この点について、法解釈（学）の客観性は、法規範がもつ価値体系に対する、国民の支持率によって知ることができるとする学説がある。しかしあれわれとしては、価値体系の支持率が、たとえば六割と四割に対立することを、価値体系の主觀性とか相対性という言葉で表現するので、このことは、法律学の相対性を示しこそすれ、そ

れを法律学の客觀性を示すものとは考えないのである。もし価値の相対性という言葉を、価値の客觀性という言葉におきかえることによつて、問題が解決するのであれば、マックス・ヴェーバーはかの有名な論文を書かなかつたであらう。

そこで、問題は、法規範に付着している価値は、いかにして客觀性を取得するか、ということに帰着することになる。

ところで真偽の問題は事実について検証することができるが、価値の妥当性、つまりその価値が正しいかどうかということは検証することができない。そこで価値の客觀性の証明は、その価値の根底に客觀的価値が存在することを論証することによつてなされるので、自然法とか法の理念といわれるものが、この客觀的価値に当るわけである。つまり客觀的価値が根底に在つて基礎づけていることが、法規範に付着している価値の客觀性を証明することになる。客觀的価値は普遍妥当性をもつ絶対的な価値であるが、そのような価値は、人間が経験的に認識し得る価値のなかには、存在しないので、経験を超えた超越的価値をもとめなければならないが、形而上学的な観念論の哲学は、このような価値の存在を論証する哲学であつて、新カント学派に属する西南ドイツ哲学のリッケルトは、そのような哲学者である。彼の主著は「認識の対象」であるが、方法二元主義を説いた「文化科学と自然科学」の終章にも、直接の論証はないが、その価値観の概要が述べられている。

マックス・ヴェーバーの「社会科学における認識および政策の客觀性」という論文は、リッケルトの哲学を背景として書かれた方法論で、この論文のはじめに註書があつて、「現代の論理学者の研究を知つてゐるひとなら——わたくしはヴィンデルバント、ジンメルおよびわれわれの目的のためには、特にハインリッヒ・リッケルトの名前だけをあげる——すべて本質的な点においては、もっぱらそれ等の研究に結びついていることに、すぐに気がつくであろう」⁽¹³⁾と断つてゐる。

さてこの論文はその標題にもかかわらず、方法論だけを詳述して「客觀性の論証」そのものについては、終りの結論に入つて、数行からなる二つの叙述がなされているにすぎない。そのため前節に述べた「価値判断の排除」の意味が誤解さ

れると同様に、この論証の趣旨も往々にして誤解されることが多い。それは、彼の文章が海渋なことによるので、一般に観念論の哲学者は、わかり易い理論をわかりにくく書くことが哲学者の特権と心得て、いる傾向があるので、彼もその例外ではない。しかし、リッケルトの「文化科学と自然科学」の終章だけでも読んで、彼等の立場が形而上学的な観念論にあることを銘記してかかれば、次の客觀性の論証も、それ程難解なものではなくなると思う。

「社会科学の認識の客觀性というものは、むしろ次のことがらに依存している。(中略) 経験的にあたえられたものそれ自体が、その認識の妥当性を証明するための事実上の根拠とはどうしてもならない——この証明は経験的にはできないのだ——ということに依存するのである⁽¹⁴⁾」

これは逆説的ないい方をしているので、経験的にはできないというのは、超経験的にならできるという意味である。つまりこの論証の趣旨は、われわれが認識し得る文化現象に付着している価値は、すべて相対的価値であるから、それ自体としては、これを対象とする認識の客觀性の根拠とはならない。このように客觀性の論証は経験的にはできないが、経験を超えてその根底にある客觀的価値の存在に想いをいたすならば、社会科学における認識の客觀性の根拠が与えられることになる。われわれがもとめる認識の客觀性は、このことに依存するというのである。

自然を対象とする認識ならば、その真偽を事実の上で検証することができるが、価値を対象とする認識は、その価値の真偽を検証することができない。というのは価値は真偽の領域の外にあるからである。つまり価値については真偽は問題にならないので、その価値が正しいかどうかということが問題である。そこである価値が正しいことを論証するためには、他の価値でこれを基礎づけるという方法がとられる。順次この手続をくり返すことによって、遂には認識可能な最終の価値に到達することができるが、この最終の価値の妥当性を論証するための他の価値は、認識可能な経験的価値のなかには、存在しない。それ故、価値の連関の追及をこの点にうち切るならば、経験されたすべての価値は、窮極的

な根拠をもたぬ価値に止ることになる。事実、経験主義の哲学はそうするのである。

しかしそれでは、社会科学における認識の客觀性は論証されていないことになる。そこで、右の最終の価値の妥当性的根拠を、どうしてももとめたいというのであれば、経験の世界を越えて、超越的な客觀的価値の存在を考えるより他に途はない。社会科学における認識の客觀性はこのことに依存するというのが、ヴェーバーの論証の趣旨であると解せられる。

彼はこの論文のなかで、方法論について述べるために認識論の課題が一つあるわけだが、この課題について論及することは、当面の目的のために差控えるといつてはいる。たとえ、客觀的価値（その名は神である）の存在について、この論文から、認識論的な論証が得られなくても、人はみなその存在について信仰をもっている筈であるといい、また、客觀的価値の存在を肯定する立場をとることが、社会における価値観が時代と共に限りなく変遷する事実と矛盾するものではないことを、美しい文章で強調して、彼の論文は終っている。

さて、右に述べた解釈は、前に私が主張したところで、今日では、多数の賛成を得ていると思うけれども、なお反対の見解もあることを断つておかなければならぬ。たとえば、カール・ヤスペースは次のようにいつてはいる。

「測り知り得ない出来事の流れは永遠にむかって果てしなく流れている」とマックス・ヴェーバーがいつたとき、それは彼の知識限界なのであつた。それ故、人間は経験科学を通して現実のなかに突き進むことができるだけなのであって、現実を導きだしたり現実を全体として捉えたりすることはできないのである。このような見解の結果が、一方においては経験上現実的なものの明確な捕捉となり、他方においては経験的知識のなかに紛れこんだあらゆる形而上学的なものの拒否となるのである。⁽¹⁵⁾

なる程こういう相対主義的な理解も、ヴェーバーの文章自体の解釈としてはできないわけではない。けれどもヤスペー

スは、彼が引用したヴェーバーの文章のすぐ前に述べられた、次の言葉を見落していないまでも、重視していない。

「われわれが自分の生存の意味をかけている、窮屈最高の価値理念が超経験的に妥当するものだということに対しても、われわれはみな何かのかたちで心のなかで信念をもっているのだが、そのことは、経験的な現実から意義をとりあげる具体的な観点がたえず変化し得るということを考えにいれないのでは決してなく、むしろそのことをふくめて考えてのことである」⁽¹⁶⁾

彼は右の言葉のあとで、社会的な価値観が果てしなく変化することを説くのである。問題は、社会的価値観が時代と共に流転する事実にあるのではなく、流転する価値観の根底に、窮屈最高の価値理念が超経験的に妥当することを肯定するかどうかという点にある。ヴェーバーはそのことを信仰として確信したのみではなく、できるならば、そのことを認識論として論証すべきであると考えた。そのため「学問上の課題のあるところには、たしかに、さしあたって認識論の課題が一つあるのだが、この課題に答えることは、方法論ということでの目的のためにさしひかえておかねばならない」と断つているのである。それだけではない。マリアンネ夫人によれば、彼は「私の立場を相対主義と解することは甚だしい誤解である」⁽¹⁷⁾として斥けたといわれ、更にこの論文のまえがきで註をつけて、この論文は「本質的な点においては、もっぱらリッケルトの研究に結合する」というのであるから、社会科学における認識の客観性の根拠を、超越的な客観的価値にもとめていることは、否定する余地もなく明らかである。つまり、社会科学における価値関係的な認識の基礎となる相対的価値は、時代と共に流転する価値はあるが、普遍妥当性をもつ客観的価値に基づいていたりということが、われわれがもとめている、社会科学の客観性を意味することになるというのがこの論文の結論である。このことは、リッケルトの次の言葉からも明らかである。

「しかし私はせめてこういうことだけは示しておこう。すなわち、もし科学に対して十二分に経験的な意味での「客

観性」を要求するならば、どういうことが果して避くべからざる前提であるかということを。一般化的科学が求める自然の無条件に普遍妥当的な法則には、その場合、個性的意味形象の扱い手たる我々の諸文化財が多かれ少かれ実現する、無条件に普遍妥当的な価値が対応していかなければならぬ⁽¹⁹⁾と。

ところで、前に引用した文章において、ヤスペースは、ヴェーバーの立場を相対主義と解し、社会科学から価値判断を排除することを、「経験的知識のなかに紛れこんだ形而上学的なものの拒否」と解するのである。しかしこのようによ理解しては「すべて本質的な点においては、もっぱらリッケルトらの研究に結びつく」という註の言葉が無視されることになる。妙な話であるが、私のもつてている西ドイツ・クレーナー社発行のヴェーバー論文集では、この註の言葉をふくむ前書きが全く削除されていて、書物の最後に付せられた註解のところで、それは何等重要な意味をもたぬから削除した旨が述べられている。そこで、私は、ヤスペースの用いたヴェーバー論文集も、あるいは、このような前書きの削除された論文集ではなかつたかとさえ、思うのである。

〔二〕法実証主義と相対性の論証

ケルゼンの法実証主義は、このような観念論の哲学とは反対に、経験主義を基礎とする。それは、経験に与えられたものを経験自体によって説明しようとするもので、実定法を説明するために、自然法とか法の理念といった、超経験的な理念を引合いにだすことを拒否するのである。自然法論によれば、実定法は自然法もしくは法の理念の模字物・複製品であり、たとえ実定法は完全な複製品ではないとしても、自然法と実定法との間は、目にみえないような糸で結合されているということが、実定法の妥当性の根拠であり、実定法を対象とする認識の客觀性を保障するものとされるのであるが、このような自然法論に対しても、彼は次のように反論する。

「しかし、われわれの認識が到達できないと前提される世界が、われわれの認識のなかに反映するという仮定ほど、

矛盾にみちた、それ故に理解しがたいものはない。与えられたものを、与えられていないものによつて説明しようとし、把握し得るものと把握し得ないものによつて理解しようとする試みほど疑わしいものはない」⁽²⁰⁾と。

このような主張から導かれる結論は、当然に相対主義であつて、リッケルトが追及したような、十二分な意味における科学の客觀性は否定されることになる。ただに文化科学の客觀性を否定するのみでなく、彼は、自然科学における存在判断さえも、絶対的真理ではないといふのである。「けだし、認識は超越的領域の絶対的なものに対する関係で基礎づけられ得ないからである。この体系の内部で主張できる真理は常に相対的真理であり、この故に形而上学的、絶対的真理と比較すると単に形式的真理しかあり得ない」⁽²¹⁾ という。

眞偽の領域に對立する価値の世界で、われわれが最終的に到達し得る価値は公理的な価値である。ところで数学における公理については、公理は証明し得ないのではなく、証明を必要とせぬまでに自明な真理であることが古くからいわれたが、現代では記号論理学が発達して、公理はある理論体系の中で、証明なしでその正しさが仮定されたものと考えられるようになつた。公理は公理系を構成するが、公理相互の間に矛盾がなく、公理は相互に独立しており、その公理系だけで完結性をもつことが証明されるに至つた。しかし、このことは公理が仮定されたものであることを変えるものではなく、公理系は理論体系に相關的な根本仮定群と考えられる。それ故、ある公理系の上にはユークリッド幾何学が成立し、他の公理系を基礎としては非ユークリッド幾何学が成立するといった関係にある。⁽²²⁾

さてこの数学の思想を公理的な価値に應用すればどういうことになるのであらうか、自由を公理とすれば自由主義体制が成立し、平等を公理とすれば社会主義体制が成立する。しかし自由も平等も、正しいと仮定された公理的な価値であつて、その絶対性を証明し得るわけではない。数学における公理系を組替えることができるよう、われわれは新しい価値を創造することができるのであるから、自由と平等とを主張した新しい価値をつくり出すと共に、それを現実の社会に実

現していくことが必要である。ただ、相対主義は「革命的空想主義のように現在の地獄とはまったく異った未来の楽園を願つたりはせぬので、漸進的発展の思想に共感する」⁽²³⁾のである。

なおケルゼンは自然法を排して根本規範の概念をたてるが、このことについては別に論じたいと考える。

四 結 語

私は結論にかえて、自然科学に対立する文化科学、殊に法律学の方法論を確認するために、ラッセルの次の言葉を引用したい。

「わたくしは次のように結論する。科学が価値の問題を決定し得ないことは事実だが、それは価値の問題が知的には決して決定されえず、真偽の領域外にあるからである。どんな知識にせよ、到達され得る知識は、科学的方法によつて達せられなければならない。そうして科学が発見し得ないものは人類が知り得ないものである」⁽²⁴⁾

これは彼の「科学と倫理学」という論説の結論として述べられた言葉であるが、これを基礎として次のことをいい得ると思う。

方法二元主義は文化科学の領域を、真偽の領域の外に創設するものである。それ故、文化科学は科学とはいっても、自然科学が科学であるような意味で科学であるのではない。また価値は本来相対的なものであるから、客観的価値は、科学の到達し得ないものである。従つて、価値判断を排除する文化科学の性質は、形而学的な絶対主義の哲学よりも、経験主義にもとづく相対主義の哲学によりよく適合するのである。従つてまた唯一の客観的な法の解釈を提供することを、法律学に期待することは、最初から断念しなければならない。法律学がなし得ることは、裁判所が判決を採択するために必要な法解釈に関する体系的な知識を提供することである。そのような知識に到達する諸活動を科学として構成するため

には、価値関係的な認識という方法に限局せらるべやだといふのは、それのみが科学的な方法と考えられるからであつて、価値判断は法律学の前提であつて法律学そのものからは排除される。もし客観的に存在する法規範を無視して、自由な法の創造が許されるとするなら、それは価値判断を方法とするものではなく、従つて、それは科学ではない。

このように観念論の哲学者リッケルトが主張した文化科学の方法論を、規範の学として経験主義の哲学の上に、きわめて自然におきかえたといふに、透徹したケルゼン理論をみることができるので、それを可能ならしめたものは「価値判断の排除」に対する、彼の洞察であると考える。

- (1) H・ケルゼン著 黒田・長尾訳 「自然法論と法実証主義」 一四一頁
- (2) G・ラートブルフ著 野田・阿南訳 「法哲学入門」 ラートブルフ著作集一五四頁
- (3) 前出「自然法論と法実証主義」 一一九頁
- (4) H・ケルゼン著 横田喜三郎訳 「純粹法学」 一四九頁
- (5) 同書一四八頁
- (6) H. Kelsen, Reine Rechtslehre, 2 Aufl, 1960, S. 346 f.
- (7) 前出「純粹法學」 一四八頁
- (8) Kelsen, op. cit., S. 252 f.
- (9) 前出「自然法論と法実証主義」 九八頁
- (10) 前出「純粹法學」 一一四頁

- (11) H・リツケルト著「文化科学と自然科学」二六頁
 佐竹・豊川訳
- (12) M・ウェーバー著「社会科学方法論」一一頁 世界の大思想二三卷一一頁
 出口勇蔵訳
- (13) 同書「社会科学方法論」五二頁
- (14) 同書一一二頁
- (15) K・ヤスパー著「マックス・ウェーバー」六八頁
 樺俊雄訳
- (16) 前出「社会科学方法論」一一二頁
- (17) 同書六〇頁
- (18) マリアンネ・ウェーバー著「マックス・ウェーバー(1)」二五七頁
 大久保和郎訳
- (19) 前出「文化科学と自然科学」二二四頁
- (20) 前出「自然法論と法実証主義」五八頁
- (21) 同書八六頁
- (22) ジャン・ショーヴィノー著「記号論理学」一〇四頁以下
 芹沢正三訳
- (23) 前出「自然法論と法実証主義」八二頁
- (24) B・ラッセル著「宗教から科学へ」一八七頁
 津田元一郎訳